令和6年4月3日 市長定例記者会見



総務部 危機管理課 電話:082-420-0400

都市部 住宅課 電話:082-420-0946



能登半島地震を踏まえた防災力向上の取組み

1 概要

今年元日に発生した能登半島地震では、道路や港湾、空港や鉄道等の交通インフラが寸断され、必要な支援を必要な住民へ届けることが難しい現実がある。また、亡くなられた方の多くが家屋倒壊によるものと発表されており、大規模地震に備え耐震対策が重要となっている。

これを受け、防災の基本となる「自分の命は自分で守る」という自助による防災力の向上を目的とした補助事業を創設・拡充し、改めて防災意識の向上を喚起するとともに、地震等への備えにつなげるもの。具体的には、自宅で備蓄するための防災用品等の購入費に対する補助事業の創設と、大規模地震発生時の家屋倒壊による直接死等の被害防止を目的とした木造住宅の耐震改修等の補助事業の拡充である。

2 防災用品購入補助事業の創設

(1) 概要

災害時、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を対象とし、個々の状況に応じた災害時の 備えを進めてもらうことを目的として、防災用品の購入経費を補助するもの。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する人。

- ・75歳以上の一人暮らし
- ・介護保険の要介護4以上の認定
- ・身体障がい者手帳1~2級
- ・療育手帳(A)又はA
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級

(3) 対象経費

防災用品を購入する経費(非常用持出袋蓄電池、簡易トイレ、備蓄用食料などのほか、対象者が防災上必要とする物[※])

※例:オムツ・補聴器・杖・介護用品など

(4) 補助金額

購入経費の 1/2 対象者 1 名につき上限 10,000 円 (予算額 1,000 万円) ※予算に到達次第、終了。

(5) 申請期間

令和6年5月1日から令和6年12月27日



3 民間木造住宅耐震改修等補助事業の拡充

(1) 概要

平成21年度から耐震診断、平成23年度からは耐震改修に対する補助制度を実施している。

令和5年度末時点で、延べ107件の耐震診断を実施し、うち105件が震度6強から7程度の大規模な耐震に対しては倒壊するおそれがあるという結果となっている。このうち耐震改修を実施したのはわずか4件にとどまっている状況である。

そこで、民間木造住宅の耐震化の促進を図るため、令和6年度から補助制度の拡充を行うもの。

(2) 内容

- ① 耐震診断【継続】
 - ○対象 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の民間木造住宅
 - ○料金 自己負担金1万円
 - ○受付 15件(先着順)
 - ○締め切り 令和6年6月28日(金)
- ② 耐震改修等
 - ○対象 耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された民間木造住宅
 - ○補助内容
 - <令和5年度まで>
 - ・耐震改修工事費の23%、最大30万円
 - <令和6年度から>
 - ・耐震改修工事費の80%、最大100万円(予算額200万円)<u>【拡充】</u>
 - ・現地建替え工事費 (居住誘導区域内[※]に限る) の 80%、最大 100 万円 (予算額 100 万円) 【新規】
 - ・除却工事費の1/3、最大50万円(予算額100万円)【新規】
 - ○受付 先着順(予算に到達次第、終了)
- (3)申請期間

令和6年4月1日(月)から

※居住誘導区域:

東広島市立地適正化計画において、利便性の高いコンパクトなまちづくりを目指すことを目的に設定した区域のこと。 都市計画区域内のうち、市街化区域(旧市・黒瀬町)と用途地域(河内町・安芸津町)を区域に指定している。